

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 2 5 日

各 地方厚生局
健康福祉部医事課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課
医療観察法医療体制整備推進室

指定医療機関における新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、特に手厚い感染症対策が必要であること等を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱いについて次のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の指定医療機関に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 各指定医療機関における感染症対策に係る評価

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全ての対象者の診療等については、特に手厚い感染症対策を要することを勘案し、特に必要な感染症対策を講じた上で診療等を実施した場合、令和 3 年 4 月診療分から 9 月診療分まで以下の取扱いとする。

なお、その診療等に当たっては、対象者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明すること。

(1) 入院診療における評価

指定入院医療機関において、特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、入院対象者入院医学管理料を算定する場合、二日に一回、第 2 章の 7 注 4「医療観察通院前期・中期加算」に相当する点数（20 点）（以下、「医療観察入院感染症対策実施加算」という。）をさらに算定できることとする。

(2) 外来診療等における評価

特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、通院対象者通院医学管理料を算定又は医療観察診療報酬点数表の次に掲げる点数を算定（通院対象者通院医学管理料を算定していない場合に限る。）している場合、4 回の診療等又は算定につき第 2 章の 7 注 4「医療観察通院前期・中期加算」に相当する点数（20 点）（以下、「医療観察通院等感染症対策実施加算」と

いう。)をさらに算定できることとすること。

- ア 医療観察通院精神療法
- イ 医療観察認知療法・認知行動療法
- ウ 医療観察通院集団精神療法
- エ 医療観察依存症集団療法
- オ 医療観察精神科作業療法
- カ 医療観察精神科ショート・ケア
- キ 医療観察精神科デイ・ケア
- ク 医療観察精神科ナイト・ケア
- ケ 医療観察精神科デイ・ナイト・ケア
- コ 医療観察精神科訪問看護・指導料
- サ 医療観察抗精神病特定薬剤治療指導管理料（イ（１）は除く）

（３）訪問看護事業型指定通院医療機関による訪問看護における評価

特に必要な感染予防策を講じた上で訪問看護を行い、医療観察訪問看護基本料を算定する場合、30 回の算定につき第 3 章の 3 のロ「医療観察訪問看護情報提供料（Ⅱ）」に相当する点数（150 点）（以下、「医療観察訪問看護感染症対策実施加算」という。）をさらに算定できることとすること。

2. その他の診療報酬の取扱いについて
別添のとおりとする。

(別添)

問1 患者及び利用者の診療等において、「特に必要な感染予防策」とは、どのようなものか。

(答)「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き」等を参考に、感染防止等に留意した対応を行うこと。

(感染防止等に留意した対応の例)

- ・状況に応じて、飛沫予防策や接触予防策を適切に行う等、感染防止に十分配慮して患者及び利用者への診療等を実施すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防策に関する職員への周知を行うこと。
- ・病室や施設等の運用について、感染防止に資するよう、変更等に係る検討を行うこと。

問2 (1) について、外泊期間中はどのような取扱いとなるか。

(答) 外泊期間中は、入院感染症対策実施加算は算定できない。

問3 (2) について、特に必要な感染予防策を講じた上で診療等を行う医療機関において医療観察通院等感染症対策実施加算を算定する場合にどのような取扱いとなるか。

(答) 各対象者について、令和3年4月1日以降に、1回目の診療等(通院対象者通院医学管理料を算定している指定通院医療機関にあっては、)を行った日に医療観察通院等感染症対策実施加算を算定することができる。その後は、4回の診療等につき1回、医療観察通院等感染症対策実施加算を算定することができる。

診療報酬明細書の通院対象者通院医学管理料又は対象となる加算の記載欄に算定回数及び算定金額を記載するとともに、以下の例により診療等又は算定回数を記載すること。

記載例：

例1) 診療1回目(4月1日)につき、医療観察通院等感染症対策実施加算を算定

例2) ○○加算5回目(5月10日)の算定につき、医療観察通院等感染症対策実施加算を算定

例3) 診療等1回目(5月1日)及び5回目(5月31日)につき、医療観察通院等感染症対策実施加算を2回算定

問4 (3) について、特に必要な感染予防策を講じた上で訪問看護を行う訪問看護ステーションにおいて訪問看護感染症対策実施加算を算定する場合にどのような取扱いとなるか。

(答) 各対象者について、令和3年4月1日以降に、1回目の訪問看護を行い、医療観察訪問看護基本料を算定した日に訪問看護感染症対策実施加算を算定することができる。その後は、医療観察訪問看護基本料の30回の算定につき1回、訪問看護感染症対策実施加算を算定することができる。

訪問看護療養費明細書の医療観察訪問看護基本料(I)及び(II)の記載欄に算定回数及び算定金額を記載するとともに、「心身の状態」欄に以下の例により訪問

回数を記載すること。

「心身の状態」欄への訪問回数の記載例：

例 1) 訪問 1 回目 (4 月 1 日) につき、訪問看護感染症対策実施加算を算定

例 2) 訪問 31 回目 (5 月 10 日) につき、訪問看護感染症対策実施加算を算定

例 3) 訪問 1 回目 (5 月 1 日) 及び 31 回目 (5 月 31 日) につき、訪問看護感染症対策実施加算を 2 回算定

以上